

呉市指定袋及び指定シール製造請負仕様書

1 概要

本業務は、家庭系廃棄物を搬出するために使用する袋及び指定シール（以下「指定袋等」という。）の製造及び指定保管場所への荷降ろしを含めた納品までを行うものである。

2 契約期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

3 契約方式

指定袋等の製造1枚当たりの単価契約とし、この金額には、製造から納品までのすべての経費を含むものとする。

4 請負内容

(1) 製造

指定袋は、全ての種類を国内の自社または資本関係のあるグループ会社の工場で製造するものとし、業務開始後速やかに供給が行えるよう、また、不測の事態にも直ちに対応できるように安定した供給体制を確立すること。

なお、指定シールの製造については、再委託を認める。

(2) 指定袋の規格

ア 形状

U型袋（ガゼット・ベロ付き）とする。

種類及び寸法は別紙のとおりとする。

イ 材質と色

種 類	色	材 質
可燃ごみ指定袋	赤色	高密度ポリエチレン
不燃ごみ指定袋	青色	低密度ポリエチレン
プラスチック資源指定袋	緑色	低密度ポリエチレン

(ア) 植物由来ポリエチレンを配合し、可燃ごみ指定袋及び不燃ごみ指定袋は製品に含まれるバイオマス割合を25%以上とする。

(イ) 可燃ごみ指定袋及び不燃ごみ指定袋の色は現行品と同一色とする。

ウ 透明度

収納物が識別でき、新聞紙などの書かれた文字が読みとれる程度の半透明とする。

エ 品質

日本産業規格（JIS）Z1702-1994 規定3を準用すること。

オ 性能

日本産業規格（JIS）Z1711-1994 の規定7.2を準用すること。

カ 印刷内容

(ア) 文字が明確に読みとれる色であること。

(イ) 袋及び印刷文字に使用するインクは、「食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL規制）」を準拠しており、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性に優れているものを使用すること。

また、使用顔料及び印刷インクメーカーのNL規制リスト、ポジティブリストを契約締結後1ヶ月以内に提示すること。

(ウ) 可燃ごみ指定袋及び不燃ごみ指定袋は、一般社団法人日本有機資源協会が認めるバイオマスマーク及び認定番号を本体及び外装に表示すること。

(エ) 不良品が発生するなど品質等について確認が必要になった際、その対象となる指定袋の所在を確認できるように製造履歴番号を表示すること。

(オ) 視覚障害者の方が判別できる加工を施すこと。（要事前確認）

(カ) 指定袋の種別及び容量等については、漢字に平仮名で振り仮名を振ること。

(キ) 文字の色等の規格、記載内容、デザイン、レイアウト等についての詳細は、双方協議して決定するものとする。

キ 年間製造予定数量

(ア) 種類ごとの年間製造予定枚数は、次のとおりとする。

種 類		サイズ	枚 数	箱 数
可燃ごみ 指 定 袋	大 袋	40L	3,395,000	6,790
	特中袋	30L	2,285,000	4,570
	中 袋	20L	2,340,000	4,680
	小 袋	10L	1,670,000	3,340
不燃ごみ 指 定 袋	大 袋	30L	235,000	470
	中 袋	20L	215,000	430
	小 袋	10L	170,000	340
プラスチック資源 指 定 袋	大 袋	30L	2,210,000	4,420
	中 袋	20L	1,575,000	3,150
	小 袋	10L	800,000	1,600

※10枚1組で包装し、50組（500枚）で1箱とする。

(イ) 製造枚数は、消費状況に応じて変更することがある。製造予定数量を大幅に上回ることがあっても、市民生活を混乱させないように、迅速に対応できる体制をとること。

ク 包装

包装方法は平袋式、ロール式を問わない。

家庭用品品質表示法に基づく表示は現行品を参照のこと。詳細については、双方協議して決定するものとする。

(ア) 平袋式の場合

① 外装袋の表示内容は、現行品に準ずること。

② 外装袋は平袋型とし、中の指定袋を1枚ずつ無理なく取り出すことができる

よう、外装袋上部に半月状のミシン目を入れた取り出し口を設けること。

③ 外装袋に、製造年月日、製袋機等を特定できるナンバー（以下、「シリアルナンバー」という。）等を表示し、指定袋の不良品の発生等の事故があった場合に、当該指定袋の製造時期、製造場所等が特定できるようにし、品質管理の設定を図ること。

④ シリアルナンバー等は、外装袋に接着若しくは印字すること。

(イ) ロール式の場合

① 紙帯の表示内容は、現行品の外装袋の表示内容に準ずること。

② 上記表示内容については、紙帯に鉛を使用しないインクを使用して印字する。

③ 指定袋 1 枚ごとに、製造年月日、製袋機等を特定できるシリアルナンバー等を表示し、指定袋の不良品の発生等の事故があった場合に、当該指定袋の製造時期、製造場所等が特定できるようにし、品質管理の設定を図ること。

④ シリアルナンバー等は、指定袋 1 枚ごとに印字すること。

ケ 有料広告の印刷

(ア) スペース

① 平袋式の場合

可燃ごみ指定袋の、外装袋 1 枚につき 1 か所

その他の詳細は双方協議して決定するものとする。

② ロール式の場合

可燃ごみ指定袋の、紙帯封 1 枚につき 2 か所

表面に出る部分：縦約 20mm×横約 90mm

巻き込み部分（開封すると広告が見えるようにする）：縦約 100mm×横約 60mm

(イ) 色数 詳細は双方協議して決定するものとする。

(ウ) 印刷内容 可燃ごみ指定袋全 4 種類とも同じ内容とする。

コ 外国語表記

主要な表示部分は、日本語のほかに、英語、ベトナム語、ポルトガル語、中国語及びタガログ語を併記すること。

(3) 指定シールの規格

ア 形状

スリット入りの二重構造

イ 寸法

縦約 80mm×横約 80mm

ウ 品質等

防水等特殊加工、偽造貼替え防止対策を施し、製造履歴番号を表示すること。

エ 印刷内容

文字の色等の規格、記載内容、デザイン、レイアウト等については、現行品に準ずること。JANコード（バーコード）は、別途、呉市で登録したものを 1 枚ごとに印刷するものとする。

オ 包装

10枚1組で1冊とし、無色透明の外袋で包装する。

カ 製造予定数量

100,000枚(10,000冊)

(4) 梱包

ア 指定袋はいずれも1箱あたり50組(500枚)、シールは1箱あたり1,000冊(10,000枚)で段ボール箱に梱包すること。

イ 段ボール箱のサイズ(縦・横・高さ)は、指定袋及び指定シールの大きさを考慮し、双方協議して決定するものとする。

ウ 指定袋については、段ボール箱の4側面に次の内容を、可燃ごみ指定袋は赤色、不燃ごみ指定袋は青色、プラスチック資源指定袋は緑色で印字すること。印字には植物性インク(石油溶剤ゼロ)を使用すること。

(ア) 可燃ごみ指定袋

呉市指定ごみ袋
家庭用燃えるごみ専用
○袋(○○L用)
10枚入り×50セット

(イ) 不燃ごみ指定袋

呉市指定ごみ袋
家庭用燃えないごみ専用
○袋(○○L用)
10枚入り×50セット

(ウ) プラスチック資源指定袋

呉市指定袋
家庭用プラスチック資源専用
○袋(○○L用)
10枚入り×50セット

エ ガムテープ等により封をすることとし、ホッチキス針等の金属は使用しないこと。

オ 梱包は、荷崩れ防止、荷扱いの安全確保に留意すること。

5 事前準備

(1) 受注者は契約締結後1ヶ月以内に次に掲げるものをサンプル品として提出すること。

ア 指定袋各種類2組(10枚1組で包装されたもの)

イ 指定シール 2枚

(2) 前号により提出されたサンプル品は、両者の立会いのもと、次の事項について確認する。

- ア 指定袋等の寸法
- イ 指定袋等の着色
- ウ 指定袋等の印刷文字の色
- エ 指定袋等の印刷の内容
- オ 指定袋，外装袋又は紙帯の大きさの均衡
- カ 外装袋又は紙帯の印刷文字の色
- キ 外装袋又は紙帯の印刷内容
- ク 平袋式の場合，外装袋から指定袋の取り出し状況
- ケ ロール式の場合，指定袋の切り離し状況
- コ 指定シールの品質等

- (3) 前号に規定する確認により，不備や問題点等が認められたものは，速やかに改善するものとし，再度サンプル品を提出し，両者の立会いのもと再確認を行う。
- (4) 事前確認に係る費用については，受注者が負担すること。なお，呉市に提出したサンプル品については，納品数に含まないものとする。

6 品質検査

- (1) 指定袋の初回納品時まで，本格的な製造段階から抽出した製品について，国内の第三者公的機関で検査を受け，指定袋の種類ごとに検査機関が測定，作成した検査報告書を提出すること。
- (2) 検査項目は次のとおりとし，ア～ウの測定方法は，日本産業規格（JIS）Z1711－1994又はZ1702－1994に準拠すること。ただし，アについては，日本産業規格（JIS）Z1711に定めるマイナスの許容範囲は認めないものとする。
 - ア 厚み
 - イ 引張強さ・伸び（縦横）
 - ウ ヒートシール強さ
 - エ 重金属の含有（カドミウム，鉛，水銀，ヒ素，クロム等）
 - オ バイオマスポリエチレン（植物由来の原料）25%以上の含有（可燃ごみ指定袋及び不燃ごみ指定袋に限る）
- (3) 品質検査に係る費用は受注者の負担とする。
- (4) 万が一品質等によるクレームが発生した場合，受注者は指定袋等取扱店並びに市民に対し真摯に対応すること

7 業務実施計画書の提出

受注者は，契約締結後1ヶ月以内に次の事項について業務実施計画書を提出すること。

- (1) 製造工場の概要
- (2) 製造工場の生産体制
- (3) 製造場所
- (4) 材料の調達方法
- (5) 指定袋等の製造フロー

- (6) 納品手段
- (7) 製造・納品における危機管理体制
- (8) 契約締結から製造・納品までのスケジュール表

8 入札書及び入札内訳書の記載方法と消費税の取扱い

- (1) 入札書及び入札内訳書は、税抜き金額で記載すること。
- (2) 入札内訳書の単価には、製造から納品までのすべての経費を含めて計上すること。
- (3) 入札内訳書の単価は、小数第2位まで記載できる。

9 発注及び納品

- (1) 発注予定日及び納入期限は次の表のとおりとする。

	発注予定日	納入期限
第1回	令和9年2月15日	令和9年4月1日
第2回	令和9年3月1日	令和9年4月26日
第3回	令和9年4月1日	令和9年5月25日
第4回	令和9年5月6日	令和9年6月25日
第5回	令和9年6月1日	令和9年7月26日
第6回	令和9年7月1日	令和9年8月25日
第7回	令和9年8月2日	令和9年9月27日
第8回	令和9年9月1日	令和9年10月25日
第9回	令和9年10月1日	令和9年11月25日
第10回	令和9年11月1日	令和9年12月24日
第11回	令和9年12月1日	令和10年1月25日
第12回	令和10年1月5日	令和10年2月25日

※上記以外に、臨時に発注を行う場合は、納入期限及び数量について、呉市と受注者が双方協議して決定するものとする。

- (2) 納品単位は箱及び冊単位とし、納品数量については、呉市が決定し、発注日に通知する。
- (3) 納品は、呉市が指定する保管場所（フォークリフトあり）においてパレット積載で行うこと。使用するパレットについては、呉市が指定する保管業務受注者と事前に協議し決定すること。
- (4) 納品数量等の確認については、納品毎に呉市担当職員と受注者の双方立会いの下に行う。
- (5) 受注者は、納品毎に納品月日及び納品数量等を記載した納品書を作成し、呉市へ提出すること。
- (6) 受注者は、納品毎に納品月日及び納品数量等を記載した受領書を作成し、呉市が指定する保管業務受注者の受領印を徴すること。

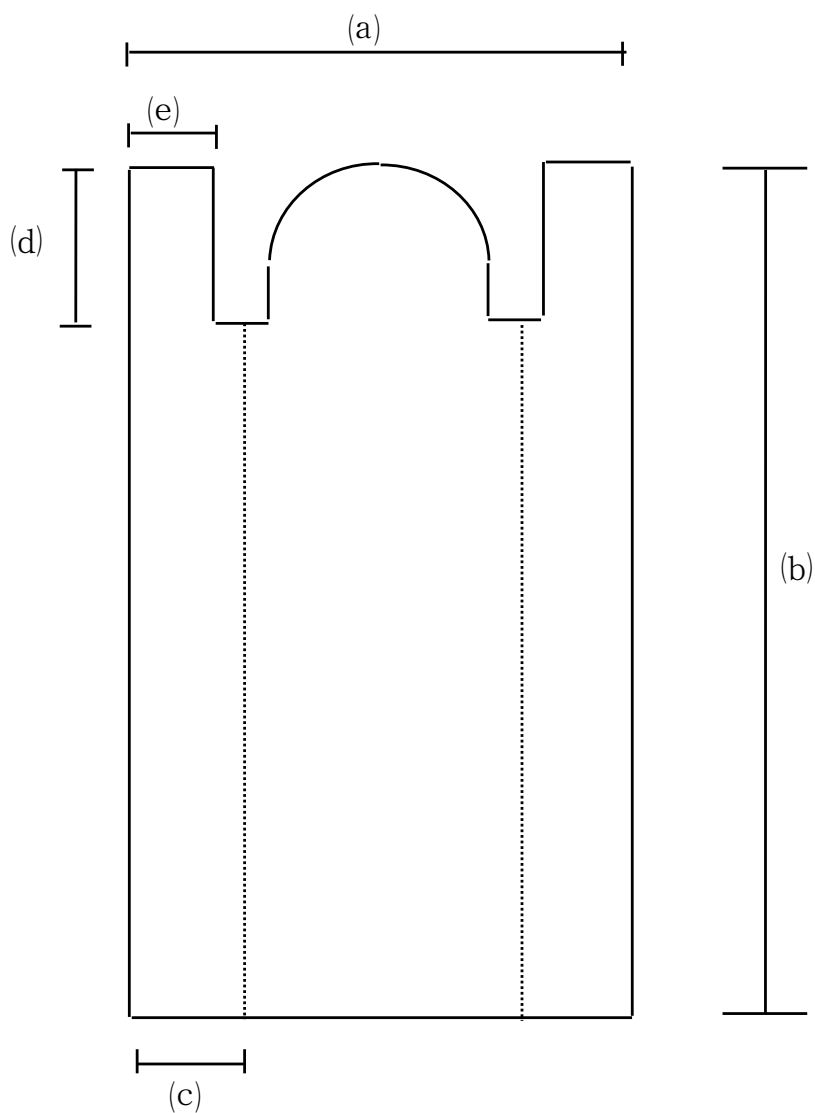
- (7) 指定袋等の納品実績について、呉市が定める様式（納品実績報告書）により、指定袋等の種類ごとに納品数を記入し、書面により提出すること。

10 契約代金の請求及び支払い

- (1) 契約代金の請求は、納品のあった分を月毎にまとめて請求すること。
- (2) 契約代金の請求に当たっては、9（7）で定める報告書とともに請求書を提出し、呉市は検査後、契約単価表により支払うものとする。

11 その他

- (1) 納品した指定袋等に不良品があった場合は、市民や指定袋等取扱店からの回収や再納品を含めて、呉市の指示により、迅速に誠意ある対応をすること。この場合の全ての経費は、受注者の負担とする。また、原因、対応等の調査報告書を提出すること。
- (2) 受注者が製造した不良品を含む全ての指定袋等について、呉市が管理する方法以外に使用されることや、流通することのないように徹底した管理を行うこと。
- (3) 呉市の求めに応じて、製造工場等への立入調査を受け入れること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、呉市と受注者が協議のうえ決定する。
- (5) 入札参加申請書を提出する前に、次のことが確認できる書類（任意様式）を環境政策課に提出し、承認を得ること。
- ア 製造工場の名称
 - イ 製造工場の所在地
 - ウ 工場の写真（工場の外観及び製造設備が分かるもの）
- (6) この契約の締結では、契約保証金の実績免除は行わない。落札額に消費税を加算した金額の10%以上の額の現金納付、又は、定額てん補とする履行保証保険証書の提出が必要となるので留意すること。



種 類		容量 (リットル)	寸法 (mm)					厚さ
			(a) 横	(b) 縦	(c) マチ	(d) 持ち手 長さ	(e) 持ち手 幅	
可燃ごみ 指定袋	大 袋	40	470	780	90	150	75	0.03
	特中袋	30	380	700	85	130	55	0.025
	中 袋	20	360	600	70	125	45	0.025
	小 袋	10	290	500	55	120	40	0.02
不燃ごみ 指定袋	大 袋	30	380	700	85	130	55	0.03
	中 袋	20	360	600	70	125	45	0.03
	小 袋	10	290	500	55	120	40	0.03
プラスチック 資源指定袋	大 袋	30	380	700	85	130	55	0.025
	中 袋	20	360	600	70	125	45	0.025
	小 袋	10	290	500	55	120	40	0.025

※寸法については、目安とし、詳細は双方協議して決定するものとする。